

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(長期増分費用方式に基づく平成30年度の接続料等の改定)について

(諮問第3100号)

<目次>

1 報告書(案)	1
2 申請概要	7
3 審査結果	13

別添

- 接続約款変更認可申請書(写) (東日本)
- 接続約款変更認可申請書(写) (西日本)

平成30年3月16日

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会
部会長 新 美 育 文 殿

接 続 委 員 会

主 査 相 田 仁

報 告 書 (案)

平成30年2月9日付け諮問第3100号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備との接続に関する接続約款の変更の認可については、諮問のとおり認可することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

以上

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する
 接続約款の変更案に対する意見及びその考え方(案)
 (長期増分費用方式に基づく平成30年度の接続料等の改定)

意 見	考 え 方	意見を踏まえた案の修正の有無
意見1 平成30年度接続料の報酬額算定において、リスクフリーレートを0.00%で見込んでいるが、平成28年度の「リスクの低い金融商品の平均金利」(国債10年ものの平均利回り)をそのまま採用すべき。	考え方1	
<p>○ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者であり、市場における独占的地位を有するために競争環境がほぼない東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西殿」といいます。)においては、接続料における報酬額を下げるインセンティブは働きづらい状況にあります。</p> <p>平成30年度接続料の報酬額算定においては、平成28年度のリスクフリーレートの値がマイナスになったことを受け、リスクフリーレートを「0.00%」として見込んで算定していますが、この処理によって報酬額は上昇するため、第一種指定電気通信設備接続料規則に照らして、「リスクの低い金融商品の平均金利」(国債10年ものの平均利回り)をそのまま採用することが、NTT東西殿の報酬額算定に当たっては妥当であると考えられます。(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 接続料の自己資本利益率の算定にあたって用いる「無リスク金融商品の平均金利」(リスクフリーレート)については、これを指定電気通信設備への投資に対する機会費用として捉え、国債10年ものの平均利回りを用いている。</p> <p>このリスクフリーレートがマイナスである場合、①指定電気通信設備への投資に対する機会費用をマイナスの金額で見込むことになること、②期待利回りがマイナスのものへの投資という想定しにくい投資家行動を想定することになることから、リスクフリーレートを0.00%に設定することは許容されるものと考えられる。</p>	なし
意見2 PSTNのトラヒックの減少に伴い、PSTN接続料は上昇傾向にある。今後のPSTNからIP網への移行や固定電話市場においてIP化が進んでいることを踏まえれば、早期にIP-LRICモデルを導入すべき。	考え方2	

<p>○ 平成 30 年度の PSTN 接続料は、GC 接続 3 分当たり 6.81 円、IC 接続 3 分当たり 8.09 円と、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成 28 年度以降の算定の在り方」答申(平成 27 年 9 月 14 日)において示された予測(GC 接続 3 分当たり 6.6~7.1 円)の範囲内に収まったものの、第 31 回接続政策委員会(平成 29 年 12 月 22 日)資料によれば、平成 33 年度には IC 接続料が 10 円/3 分にも達することが見込まれているため、抜本的な対策が必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p> <p>○ 平成 11 年の第一次 LRIC モデル策定以降、LRIC は、モデルを用いた接続料算定、接続事業者のモデル改良への参加及び事業者からの入力値提案により、非効率性の排除及び透明性の確保に大きく貢献してきました。今後も LRIC は引き続き適正な接続料算定にとって有意義であり、特に IP 網へのマイグレーション期間中は、トラヒックの減少と並行してネットワークコストが減少しない且つ二重ネットワークという非効率が発生するため、LRIC による接続料の算定が不可欠です。</p> <p>一方で、先述の通り、PSTN ベースの PSTN 改良モデルでは接続料の上昇を抑えられず、NTT 東西殿が示したメタル IP 電話のユーザ料金 8.5 円/3 分と逆ザヤになってしまうことも事実です。現在、情報通信審議会において、平成 31 年度以降の接続料算定の在り方について議論が行われていますが、固定電話サービスを提供する接続事業者が、利用者料金 8.5 円/3 分を実現できる接続料水準にする必要があること及びマイグレーションに伴い NTT 東西殿のネットワークの IP 化が進み、LRIC 研究会で策定した改良 IP-LRIC モデルによく似たネットワークとなることを踏まえると、平成 31 年度以降の接続料算定モデルとして改良 IP モデルを採用すべきと考えます。</p> <p>なお、第 33 回接続政策委員会(平成 30 年 2 月 27 日)において示されたとおり、欧州では多くの国で既に IP-LRIC モデルが採用されており、欧州より IP 化が進んでいる我が国において IP-LRIC モデルを採用するのはごく自然なことと考えます。</p> <p>(ソフトバンク株式会社)</p>	<p>○ 平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方については、平成 29 年 11 月 15 日に総務大臣から情報通信審議会に対する諮問が行われ、現在、同審議会において、PSTN から IP 網への移行を踏まえた議論が行われているところであり、いわゆる IP-LRIC モデルの採否については、これを踏まえて決められていく必要がある。</p>	<p>なし</p>
--	--	-----------

○ 固定電話（加入電話+ISDN）の契約者数 2,042 万加入（※1）に対して、0ABJ-IP 電話の契約者数は 3,304 万件（※1）まで拡大しており、固定電話市場は着実に IP 化へ向けて進捗しております。また、PSTN マイグレーションの切替スケジュールも見えてきており、2021 年 1 月からは、実際に NTT 東・西ひかり電話発着トラフィックの IP 網への切替が開始され、加入電話（PSTN）からメタル IP 電話（IP）への切替も 2024 年 1 月から開始されます。

一方で、IP 化の進展に伴い、PSTN のトラフィックは減少を続けており、今回申請された平成 30 年度の PSTN 接続料は、3 分換算で、GC 接続で対前年度比+6.6%（6.38 円→6.81 円）、IC 接続で対前年度比+5.4%（7.68 円→8.09 円）と、GC 接続、IC 接続共に前年度に比べて値上がりとなっており、今後も接続料の上昇は避けられません。

現在、接続政策委員会において「平成 31 年度以降の接続料算定における長期増分費用方式の適用の在り方について」議論が行われておりますが、固定電話市場の主流が IP に移行していることや PSTN マイグレーションのスケジュールも明確になった現状を踏まえれば、最新の技術を用いて構築できる最も効率的なネットワークは IP 網であるため、早期に現行の PSTN モデルから IP モデルに移行できるよう検討を進めていくことが重要です。

（※1）総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表」（平成 29 年度第 2 四半期（9 月末））より

（※2）「固定電話の IP 網への移行後のサービス及び移行スケジュールについて」（NTT 東・西）
平成 29 年 10 月 17 日付け
（KDDI 株式会社）

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(代表取締役社長 山村 雅之)
西日本電信電話株式会社(代表取締役社長 村尾 和俊)
(以下「NTT東日本・西日本」という。)

2. 申請年月日

平成30年2月5日(月)

3. 実施予定期日

認可後、平成30年4月1日(日)から実施

4. 概要

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第2号)が平成30年1月10日付けで公布及び一部施行されたことを受けて、NTT東日本・西日本の接続約款について、所要の変更を行うものである。

具体的には、長期増分費用(LRIC)方式により算定される接続料について、平成28年度から平成30年度までの接続料算定に適用されるLRICモデル(以下「第7次モデル」という。)を用いて算定された平成30年度の接続料の改定等をするため、接続約款の変更を行うものである。

5. 長期増分費用方式に基づく平成30年度接続料の算定

加入者交換機能、中継交換機能等に係る接続料について、第7次モデルを用いて平成30年度接続料を算定(具体的な改定額は「II 接続料等の改定額」を参照)

	平成30年度接続料 (3分当たり)	平成29年度接続料 (3分当たり)
GC接続	6.81円 【対前年度 +0.42円(+6.6%)】	6.38円
IC接続	8.09円 【対前年度 +0.41円(+5.4%)】	7.68円

【参考】算定根拠

1. 通信量の予測

長期増分費用方式に基づく平成 30 年度の接続料算定に際しては、平成 29 年度下期及び平成 30 年度上期の通信量を通年化した予測通信量を採用。当該予測通信量は、以下の式により算定。

$$\text{「平成 29 年度下期+平成 30 年度上期」予測通信量} \\ = \text{「平成 28 年度下期+平成 29 年度上期」実績通信量} \times (1 + \text{対前年同期予測増減率}^{\ast})$$

※ 対前年同期予測増減率は、①平成 29 年 10 月～12 月の主要な通信量の対前年同期増減率及び②平成 30 年 1 月～9 月の主要な通信量の対前年同期予測増減率(当該率には、平成 29 年 4 月～12 月の対前年同期増減率を用いる。)を、主要な通信量における平成 28 年 10 月～12 月と平成 29 年 1 月～9 月との構成比を用いて加重平均により算定。

サービス別トラヒック

(単位:百万回、百万時間)

		H28 下+H29 上実績 (括弧内はH27 下+H28 上実績)		対H28 下+H29 上実績増減率 (括弧内は対H27 下+H28 上実績増減率)			H29 下+H30 上予測 (括弧内はH28 下+H29 上予測)			
		東日本	西日本		東日本	西日本	東日本	西日本		
MA内※	回数	1,478 (1,758)	774 (920)	705 (838)	▲15.4% (▲15.5%)	▲15.3% (▲15.4%)	▲15.4% (▲15.7%)	1,251 (1,485)	655 (778)	596 (706)
	時間	44 (53)	23 (28)	21 (25)	▲17.0% (▲16.6%)	▲16.7% (▲16.3%)	▲17.3% (▲17.0%)	37 (44)	19 (23)	17 (21)
MA間 ZA内	回数	874 (1,025)	408 (479)	466 (546)	▲14.6% (▲13.8%)	▲14.0% (▲14.3%)	▲15.2% (▲13.4%)	746 (884)	351 (410)	395 (473)
	時間	21 (25)	10 (12)	11 (13)	▲17.1% (▲16.0%)	▲16.5% (▲17.2%)	▲17.7% (▲17.0%)	17 (21)	8 (10)	9 (11)
GC 接続	回数	9,317 (11,986)	5,004 (6,243)	4,314 (5,743)	▲24.0% (▲18.7%)	▲23.2% (▲16.0%)	▲25.0% (▲21.6%)	7,077 (9,746)	3,843 (5,241)	3,233 (4,505)
	時間	266 (346)	148 (187)	117 (159)	▲26.0% (▲19.1%)	▲25.1% (▲16.9%)	▲27.1% (▲21.7%)	197 (280)	111 (156)	86 (124)
IC 接続 (GCを経由 するもの)	回数	14,698 (15,108)	6,850 (7,112)	7,848 (7,996)	▲1.0% (▲4.7%)	▲0.2% (▲6.3%)	▲1.7% (▲3.2%)	14,551 (14,401)	6,835 (6,665)	7,716 (7,736)
	時間	441 (462)	213 (225)	228 (237)	▲3.2% (▲6.1%)	▲2.4% (▲7.5%)	▲3.8% (▲4.7%)	427 (434)	208 (208)	219 (226)
IC 接続 (GCを経由 しないもの)	回数	19,592 (19,283)	10,207 (9,928)	9,386 (9,355)	+2.9% (+1.9%)	+3.5% (+3.7%)	+2.2% (0.0%)	20,154 (19,654)	10,566 (10,298)	9,588 (9,356)
	時間	605 (595)	341 (324)	264 (271)	+4.3% (+0.3%)	+7.4% (+3.6%)	+0.3% (▲3.6%)	631 (597)	366 (336)	265 (261)

(※) MA内: 自ユニット内・自ビル内自ユニット外・MA内自ビル外の合算

機能別トラヒックの算定

サービス別トラヒックに各機能ごとの経由回数を考慮して機能別トラヒックを算定。

(単位:百万回、百万時間)

		平成 29 年度	平成 30 年度	増減率
加入者交換機能(GC)	回数	26,849	23,906	▲11.0%
	時間	788	685	▲13.0%
加入者交換機回線対応部共用機能	時間	468	455	▲2.7%
中継交換機能(IC)	回数	34,742 ※(15,088)	35,284 ※(15,131)	+1.6% ※(+0.3%)
	時間	1,048 ※(451)	1,072 ※(441)	+2.3% ※(▲2.2%)
中継交換機回線対応部共用機能	時間	468	455	▲2.7%
中継伝送共用機能	時間	468	455	▲2.7%

(※) GCを経由しないものを除く。

2. 主な機能の接続料原価

主な機能の平成 30 年度の接続料原価は、以下のとおり。

(単位:百万円)

主な機能	平成 29 年度	平成 30 年度	増減率
加入者交換機能			
NTSコスト付け替え前	173,368	159,779	▲7.8%
NTSコスト付け替え後 [※]	107,946	100,102	▲7.3%
加入者交換機回線対応部共用機能	4,082	3,833	▲6.1%
中継交換機能	5,722	5,731	+0.2%
中継交換機回線対応部共用機能	294	298	+1.3%
中継伝送共用機能	5,631	5,572	▲1.0%

(※) き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コスト以外のNTSコストの控除。

平成 30 年度の接続料算定に際しては、加入者交換機能に係る接続料原価からNTSコストの全額を控除した上で、NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コスト及び局設置FRT-GC間伝送路コストの全額を、加入者交換機能に係る接続料原価に加算。

NTSコストの付け替えを行うことによる平成 30 年度の加入者交換機能に係る接続料原価は、以下のとおり。

(単位:百万円)

加入者 交換機能 に係る接 続料原価	NTSコスト控除前				NTSコスト 控除後 ③	NTSコスト 加算額 ④(=①)	NTSコスト 加算後 ③+④
	NTSコスト		①以外の NTSコスト				
	①	②					
	159,779	86,235	26,558	59,677	73,544	26,558	100,102
			き線点RT-G C間伝送路コス ト及び局設置F RT-GC間伝 送路コスト			加入者交換機 能に係る接続 料原価に算入 するもの	

II 接続料等の改定額

■長期増分費用方式に基づく平成30年度接続料等

区分		単位	平成 30 年度接続料等	平成 29 年度接続料等
1 加入者交換機能		1 通信ごとに	0.46225 円	0.44691 円
		1 秒ごとに	0.035240 円	0.032989 円
2 加入者交換機回線対応部専用機能		24 回線ごとに月額	17,456 円	18,691 円
3 加入者交換機回線対応部共用機能		1 秒ごとに	0.0023405 円	0.0024242 円
4 市内伝送機能		1 通信ごとに	0.080036 円	0.079500 円
		1 秒ごとに	0.0079218 円	0.0078238 円
5 中継交換機能		1 通信ごとに	0.080036 円	0.079500 円
		1 秒ごとに	0.00075339 円	0.00078505 円
6 中継交換機回線対応部専用機能		24 回線ごとに月額	1,346 円	1,336 円
7 中継交換機回線対応部共用機能		1 秒ごとに	0.00018199 円	0.00017479 円
8 中継伝送共用機能		1 秒ごとに	0.0034022 円	0.0033446 円
9 中継伝送専用機能				
ア 同一通信用建物内に終始する場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	10,927 円	12,388 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	10,524 円	11,977 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	105,206 円	100,715 円
		672 回線相当月額	104,804 円	102,304 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	314,813 円	307,324 円
		2,016 回線相当月額	314,411 円	306,912 円
イ ア以外の場合であって同一の単位料金区域に終始する場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	12,226 円	13,870 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	11,823 円	13,458 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	118,143 円	115,368 円
		672 回線相当月額	117,740 円	114,956 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	353,624 円	345,281 円
		2,016 回線相当月額	353,221 円	344,869 円
ウ アイ以外の場合	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線まで月額	12,934 円	14,581 円
		24 回線を超える 24 回線ごとに月額	12,532 円	14,170 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	125,201 円	121,447 円
		672 回線相当月額	124,799 円	121,036 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	374,798 円	363,518 円
		2,016 回線相当月額	374,396 円	363,107 円
加算料				
(1) 9 ウ欄に規定する中継伝送専用機能を利用する区間の距離が10km を超える場合の加算料	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 24 回線ごとに月額	25 円	35 円
		(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 672 回線ごとに月額	249 円
	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	10km を超えるごと 2,016 回線ごとに月額	746 円	901 円
(2) 中継伝送専用機能を利用してNTT東日本・西日本が別に定める通信用建物	(ア)24 回線単位のもの(1.5Mbit/s 相当)	24 回線ごとに月額	1,299 円	1,481 円
	(イ)672 回線単位のもの(50Mbit/s 相当)	672 回線ごとに月額	12,937 円	12,652 円

	と異なる市外中継交換機に接続する場合等の加算料	(ウ)2,016 回線単位のもの(150Mbit/s 相当)	2,016 回線ごとに月額	38,811 円	37,957 円
10	中継交換機接続用伝送装置利用機能		672 回線ごとに月額	21,256 円	21,537 円
11	共通線信号網利用機能		1 信号ごとに	0.011190 円	0.011400 円
12	市内通信機能		1 通信ごとに	0.57940 円	0.56055 円
			1 秒ごとに	0.060531 円	0.056847 円
13	リルーティング通信機能		1 通信ごとに	0.70689 円	0.68874 円
			1 秒ごとに	0.066573 円	0.063018 円
14	リルーティング指示に係る網保留機能		1 通信ごとに	0.018863 円	0.017873 円
15	音声ガイダンス送出用接続通信機能				
	ア	加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1 秒ごとに	0.038807 円	0.036128 円
	イ	加入者交換機能、中継系交換機能、中継系伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能	1 秒ごとに	0.044271 円	0.041934 円
16	リダイレクション網使用機能				
	ア	NTT東日本・西日本の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東日本・西日本の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1 通信ごとに	0.047954 円	0.045437 円
	イ	特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するためにNTT東日本・西日本の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能	1 通信ごとに	0.040315 円	0.037739 円
17	加入者交換機等接続回線設置等工事費				
	ア	イ以外の場合	672 回線 (50Mbit/s 相当)ごとに	160,199 円	161,047 円
	イ	第 23 条(接続用設備の設置又は改修の申込み)第 1 項又は第 4 項に係る申込みにより工事を行う場合	672 回線 (50Mbit/s 相当)ごとに	214,667 円	217,413 円

審査結果

(長期増分費用方式に基づく平成 30 年度の接続料等の改定について)

電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。)、第一種指定電気通信設備接続料規則(平成 12 年郵政省令第 64 号。以下「接続料規則」という。)及び電気通信事業法関係審査基準(平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。)の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、認可することが適当と認められる。

審査事項	審査結果	事由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)ア)	—	変更事項なし
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)イ)	適	接続料は、接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに適正かつ明確に定められていると認められる。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)ウ)	—	変更事項なし
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)エ)	—	変更事項なし
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号))	—	変更事項なし
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道、電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置の可否等について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥設置する場所に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額等が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号))	—	変更事項なし
7 他事業者が屋内配線設備(共同住宅等に設置される設備に限る。)を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号))	—	変更事項なし
8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事、保守又は料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して他事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものが適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 4 号))	適	他事業者が負担すべき工事費について、接続料の原価の算定方法に準じて計算されており、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものが適正かつ明確に定められていると認められる。
9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 15 条(1)オ(施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 5 号))	—	変更事項なし

10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第6号))	—	変更事項なし
11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第7号))	—	変更事項なし
12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第8号))	—	変更事項なし
13 光信号端末回線伝送機能であって光信号分離装置を用いて光信号伝送用の回線により通信を伝送するものを使用する場合にあっては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が一の光配線区画において、光信号伝送用の回線を各電気通信事業者の光信号分離装置に収容する際に当該電気通信事業者の光信号分離装置が設置されている場合の当該光信号分離装置に光信号伝送用の回線を収容する条件が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第9号))	—	変更事項なし
14 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第15条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接収容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第10号))	—	変更事項なし
15 各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第11号))	—	変更事項なし
16 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第15条(1)オ(施行規則第23条の4第2項第12号))	—	変更事項なし
17 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に利潤を加えた金額に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))	適	接続料は、当該接続料の算定に用いられる資産及び費用が接続料規則第6条第1項に規定する総務大臣が通知する手順により整理されたものであり、かつ、接続料規則第4章に規定する算定方法により算定された接続料原価に基づいたものであることから、今般の申請内容は接続料規則の関係規定を満たしており、公正妥当なもの認められる。
18 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	—	変更事項なし
19 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。